

別表第9（第4条関係）

ばい煙・粉じんに係る規制基準

項	種類	名称	排出基準・構造並びに使用・管理の基準
1	ボイラー施設	ボイラー	ばいじん及び粉じんの飛散を防ぐ次の各号のいずれかに該当すること。
2	金属の精練又は 鑄造の 用に供する溶解 施設	溶解炉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 石炭等鉱物及び重油等、鉱油類などを燃料とするもの <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 煙突上部に鋼鉄製の防じん鋼がつけられていること。</li> <li>イ 煙道内部等、すすのたまる箇所の清掃が常時行われていること。</li> <li>ウ 集じん装置が取り付けられていること。</li> </ol> </li> <li>2 木材・オガクズ等を燃料とするもの <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 煙道に鋼鉄製のスクリーンを取り付け、ばいじんの排出防止措置が図られていること。</li> <li>イ 煙道を月2回以上清掃し、ばいじんの除去がされていること。</li> </ol> </li> </ol>
3	鉱物又は土石の 堆積移送破碎 摩砕・分別施設	ア 堆積場	<p>粉じんが飛散するおそれのある、鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。</li> <li>2 散水設備によって散水されていること。</li> <li>3 防じんカバーで覆われていること。</li> <li>4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</li> <li>5 前各号と同等以上の効果を有する処置が講ぜられていること。</li> </ol>
		イ ベルト コンベア 及びバケ ットコン ベア	<p>粉じんの飛散するおそれのある鉱物又は土石を移送する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい建物内に設置されていること。</li> <li>2 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>3 防じんカバーで覆われていること。</li> <li>4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
		ウ 破碎機 ・摩砕機	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。</li> <li>2 フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>3 散水設備によって散水が行われていること。</li> </ol>
4	石材加工用の 研磨・彫刻の 用に供する施設	ア 研磨機	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。</li> </ol>
		イ 彫刻機	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 フード及び集じん機が設置されていること。</li> </ol>
5	金属加工・機械 部品・自動車整 備業の塗装施設	塗装施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 防じんカバーで覆われていること。</li> <li>4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>